

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年8月5日提出
【発行者名】	株式会社お金のデザイン
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山辺 僚一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町 1 丁目 3 番
【事務連絡者氏名】	武内 康仁
【電話番号】	03-6256-9135
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 300億円を上限とします。 (2)継続申込額 5兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので2021年10月8日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」および「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

委託会社の概況（2021年7月末現在）

1) 資本金

100,000,000円

2) 沿革

2013年8月 : 会社設立

2014年9月 : 金融商品取引業者（投資運用業及び投資助言・代理業）の登録（関東財務局長（金商）第2796号）

2015年12月 : 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）の登録

2016年11月 : 投資運用業における投資信託委託業務の追加

* 2021年9月1日をもって第一種金融商品取引業を廃止

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋2-5-1	E種優先株式 168,010株	19.46%
谷家 衛	Kowloon, HongKong	普通株式 159,985株 B種優先株式 6,000株	19.22%
UTECS号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷七丁目3番1号 東京大学 南研究棟3階	A種優先株式 57,571株 B種優先株式 15,367株	8.45%
シンプレクス・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	X種株式 64,617株	7.48%

< 訂正後 >

委託会社の概況（2022年5月末現在）

1) 資本金

100,000,000円

2) 沿革

2013年8月 : 会社設立

2014年9月 : 金融商品取引業者（投資運用業及び投資助言・代理業）の登録（関東財務局長（金商）第2796号）

2015年12月 : 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）の登録

2016年11月 : 投資運用業における投資信託委託業務の追加

2021年9月 : 第一種金融商品取引業を廃止

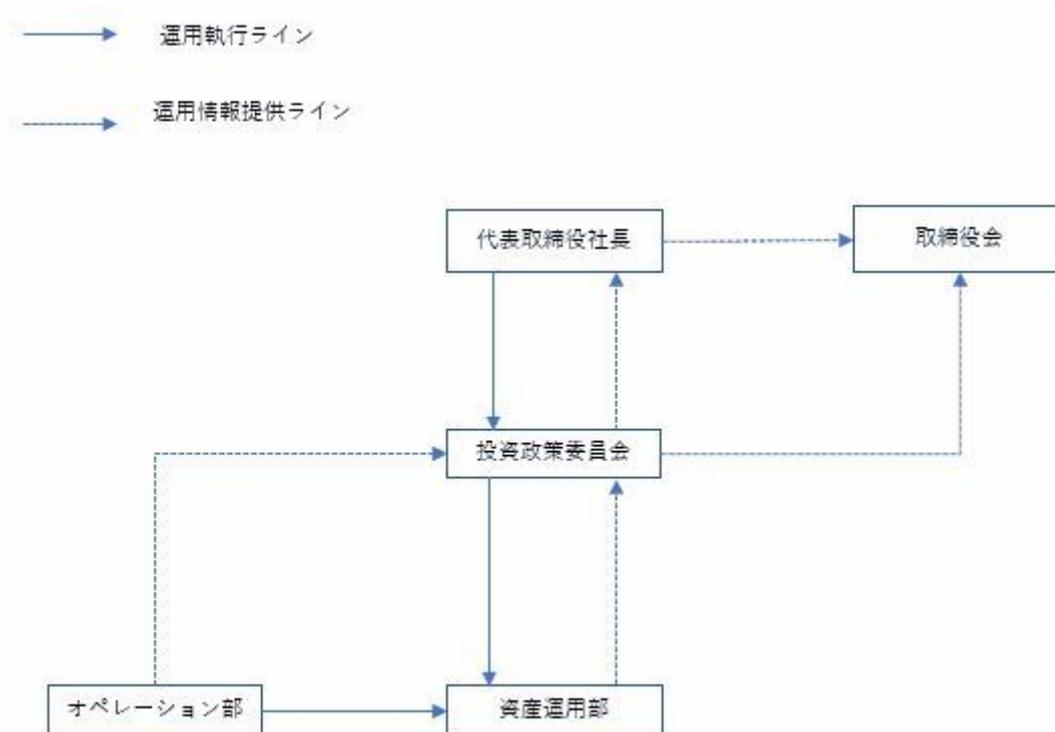
3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋2-5-1	E種優先株式 168,010株	19.46%
谷家 衛	Repulse Bay, Hong Kong	普通株式 159,985株 B種優先株式 6,000株	19.22%
UTEC3号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷七丁目3番1号 東京大学 南研究棟3階	A種優先株式 57,571株 B種優先株式 15,367株	8.45%
シンプレクス・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	X種株式 64,617株	7.48%

2 【投資方針】

(3) 【運用体制】

< 更新後 >



「投資政策委員会規則」に基づき、資産運用部管掌役員、資産運用部長、コンプライアンス部長、資産運用に係るアカデミック・アドバイザーを構成員とし、事業開発部管掌役員、内部監査部長及び常勤監査役をオブザーバーとして構成される投資政策委員会を設置する。

同委員会は、顧客ポートフォリオの基本方針の決定、運用状況の把握および運用成果の分析を行う機関である。また、投資家に対する忠実義務を果たすべく運用の適正性および業務の健全性・適正性を確保することを目的とする。

資産運用部は、投資政策委員会の決定した運用方針に基づき、運用を実行する。また、運用の実行に必要なマクロ・ミクロの調査分析を行う。さらに、運用状況・結果につき投資政策委員会に報告する。

オペレーション部は、投資信託財産の日々の基準価額の算出を行い、それに伴うデータの管理及びバックオフィス業務全般を行う。

< 組入れ銘柄の選定基準 >

基本的には、以下の点を検討し、投資対象として上場投資信託（ETF）を厳選する。

- 国内外証券取引所に上場していること
- 流動性が高いこと
- 運用経費の低いこと

< 運用業務・責任内容 >

代表取締役社長

- ・適切な運用体制の確保及び監督

投資政策委員会

- ・資産運用の基本方針ならびにアセット・アロケーションの検討・決定

- ・運用成果の分析

- ・投資リスク管理および法令遵守状況の管理

資産運用部

- ・投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションに従ったポートフォリオ運用を実行すること

- ・ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロの調査

- ・ポートフォリオリスクのモニタリング

- ・ガイドラインを遵守した運用

オペレーション部

- ・投資信託財産毎の日々の基準価額の算出とそれに伴うデータの管理及びバックオフィス業務全般を行い、その保有資産の内容を資産運用部に提供すること

上記体制は、2022年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

< 訂正前 >

(略)

価格変動リスク

当ファンドでは実質的に主にETFに投資します。ETFの価格は一般に大きく変動します。有価証券等の市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動による当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

～ (略)

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

< 分配金に関する留意点 >

(略)

< その他の留意事項 >

(略)

— 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、資金流入から組入ETF等の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

— 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が

起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

<訂正後>

（略）

価格変動リスク

当ファンドでは実質的に主にETFに投資します。ETFの価格は一般に大きく変動します。有価証券等の市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動により当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

～ （略）

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<分配金に関する留意点>

（略）

<その他の留意事項>

（略）

- 当ファンドは、主たる取引市場において市場環境が急変した場合や大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、資金流入から組入ETF等の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

（２）リスク管理体制

<訂正前>

（略）

また、リスク・コンプライアンス部は運用が法令等遵守の下行われているかをモニタリングします。リスク・コンプライアンス部が運用に関し法令等に抵触すると判断される事実等が発覚した場合は、速やかに資産運用部に是正を促し、また投資政策委員会に報告します。

上記体制は2021年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（略）

また、コンプライアンス部は運用が法令等遵守の下行われているかをモニタリングします。コンプライアンス部が運用に関し法令等に抵触すると判断する事実等が発覚した場合は、速やかに資産運用部に是正を促し、また投資政策委員会に報告します。
委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、当ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリン

グなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証を行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記体制は2022年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<更新後>

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	—	△16.0	△12.4	△19.4	△4.0	△4.5	△9.4
平均値	—	9.6	17.1	11.8	0.1	3.7	3.3

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2017年6月から2022年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、アークソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広くに網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA」の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*}解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

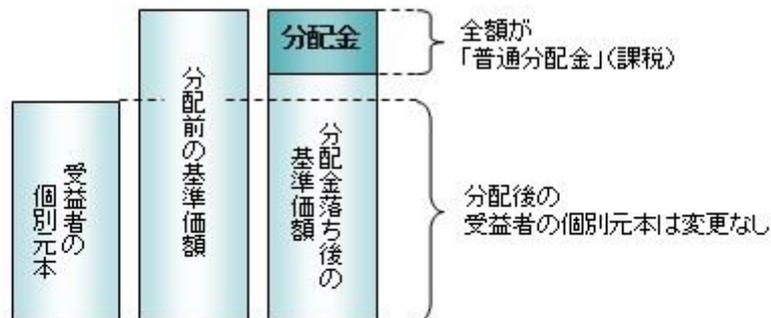
2) 受益者が収益分配金を受け取る際

イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

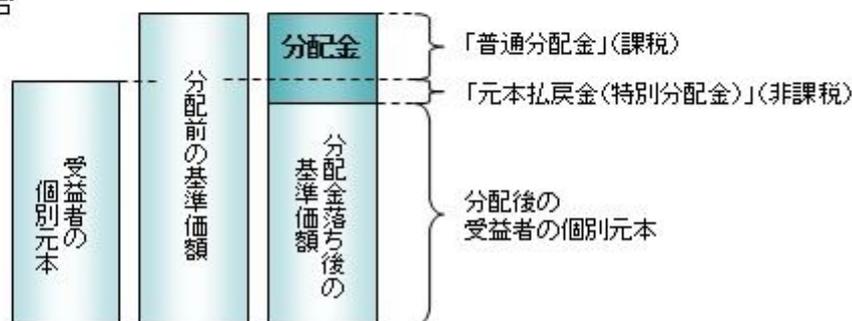
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2022年5月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンド】

以下の運用状況は2022年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	24,382,061,605	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		14,858,859	0.06
合計(純資産総額)		24,367,202,746	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・マザーファンド	25,886,040,562	0.9708	25,131,637,318	0.9419	24,382,061,605	100.06

□.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2021年11月末日	14,922		0.9693	
12月末日	20,137		0.9674	
2022年 1月末日	20,109		0.8642	
2月末日	21,034		0.8838	
3月末日	23,507		0.9762	
4月末日	22,440		0.9308	
5月末日	24,367		0.9360	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
当中間期	2021年11月 8日 ~ 2022年 5月 7日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
当中間期	2021年11月 8日～2022年 5月 7日	6.49

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
当中間期	2021年11月 8日～2022年 5月 7日	24,634,912,327	502,584,271

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・マザーファンド

以下の運用状況は2022年 5月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,458,765,436	5.98
	アメリカ	19,175,090,347	78.64
	アイルランド	2,830,368,722	11.61
	小計	23,464,224,505	96.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		918,637,044	3.77
合計（純資産総額）		24,382,861,549	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建		82,700,487	0.33

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資信託受益 証券	VanEck Low Carbon Energy ETF	88,781	20,577.51	1,826,892,608	16,694.33	1,482,140,154	6.08

アメリカ	投資信託受益証券	Goldman Sachs JUST US Large Cap Equity E	194,591	8,509.62	1,655,895,570	7,614.14	1,481,644,731	6.08
アメリカ	投資信託受益証券	Invesco MSCI Sustainable Future ETF	204,550	8,658.30	1,771,055,782	7,218.86	1,476,618,641	6.06
アイルランド	投資信託受益証券	iShares Ageing Population UCITS ETF	1,757,562	959.02	1,685,550,236	838.97	1,474,549,150	6.05
アメリカ	投資信託受益証券	iShares U.S. Medical Devices ETF	208,729	8,107.79	1,692,331,286	7,022.06	1,465,707,917	6.01
アメリカ	投資信託受益証券	iShares Global Consumer Staples ETF	187,799	7,997.42	1,501,908,722	7,772.09	1,459,590,767	5.99
アメリカ	投資信託受益証券	iShares Global Healthcare ETF	133,127	11,148.60	1,484,180,501	10,954.26	1,458,308,090	5.98
アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES GLOBAL CLEAN ENERGY	546,679	2,866.40	1,567,001,005	2,582.14	1,411,606,852	5.79
アメリカ	投資信託受益証券	Nuveen ESG International Devel	275,239	4,068.89	1,119,918,647	3,534.74	972,900,973	3.99
日本	投資信託受益証券	One ETF ESG	64,644	15,462	999,528,872	14,835	958,993,740	3.93
アメリカ	投資信託受益証券	SPDR GENDER DIVERSITY ETF	80,538	12,996.65	1,046,724,502	10,724.76	863,751,244	3.54
アメリカ	投資信託受益証券	First Trust NASDAQ Clean Edge Smart Grid	77,392	12,958.09	1,002,853,057	11,133.75	861,663,675	3.53
アメリカ	投資信託受益証券	ALPS Clean Energy ETF	111,652	8,559.96	955,737,368	6,947.69	775,724,589	3.18
アメリカ	投資信託受益証券	First Trust NASDAQ Clean Edge Green Ener	106,658	8,872.00	946,270,677	7,257.96	774,120,362	3.17
アメリカ	投資信託受益証券	Global X CleanTech ETF	406,649	2,377.17	966,674,255	1,892.37	769,534,272	3.16
アメリカ	投資信託受益証券	INVECO WATER RESOURCES ETF	116,326	7,402.62	861,118,003	6,348.95	738,549,028	3.03
アメリカ	投資信託受益証券	FlexShares STOXX Global ESG Select Index	43,460	19,067.40	828,669,393	16,933.18	735,916,084	3.02
アメリカ	投資信託受益証券	Invesco Global Water ETF	166,822	5,278.50	880,570,109	4,380.93	730,836,455	3.00
アイルランド	投資信託受益証券	UBS Irl ETF plc - Global Gender Equality	288,300	2,272.50	655,162,668	2,140.33	617,059,370	2.53
アメリカ	投資信託受益証券	Siren Nasdaq NexGen Economy ETF	159,233	5,582.01	888,841,182	3,868.09	615,928,483	2.53
日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS MSCI日本株女性活躍指数（セレクト）	461,044	1,152	531,229,449	1,084	499,771,696	2.05
アイルランド	投資信託受益証券	iShares Smart City Infrastructure UCITS	613,510	938.11	575,542,691	803.36	492,871,762	2.02
アメリカ	投資信託受益証券	iShares ESG Aware MSCI USA ETF	31,263	13,433.31	419,965,694	11,868.39	371,041,780	1.52
アメリカ	投資信託受益証券	iShares Trust iShares ESG Aware MSCI EAF	40,356	10,186.85	411,100,879	9,038.80	364,770,015	1.50
アイルランド	投資信託受益証券	iShares Refinitiv Inclusion and Diversit	280,286	911.23	255,406,582	877.27	245,888,440	1.01
アメリカ	投資信託受益証券	First Trust Global Wind Energy ETF	100,709	2,601.16	261,960,647	2,401.37	241,839,904	0.99
アメリカ	投資信託受益証券	VanEck Environmental Services ETF	6,665	19,765.62	131,737,858	18,439.05	122,896,331	0.50

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.23
合計	96.23

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	645,064.45	82,078,000	82,700,487	0.33

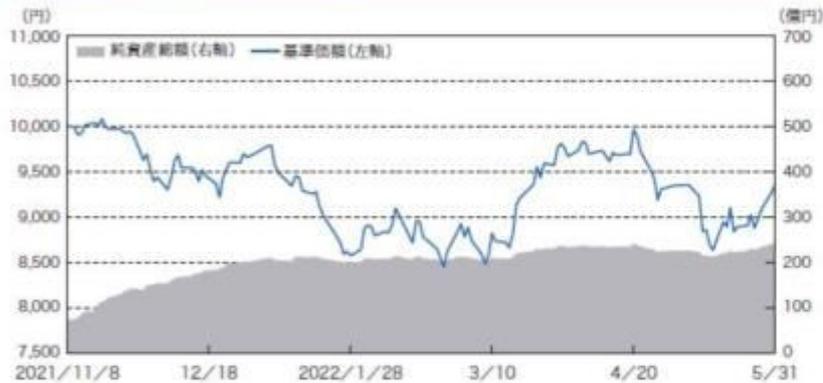
(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

参考情報

運用実績

2022年5月31日現在

基準価額・純資産の推移



*基準価額の計算は信託報酬控除後です。

分配の推移

該当事項はありません。

基準価額	9,360円
純資産総額	243.67億円

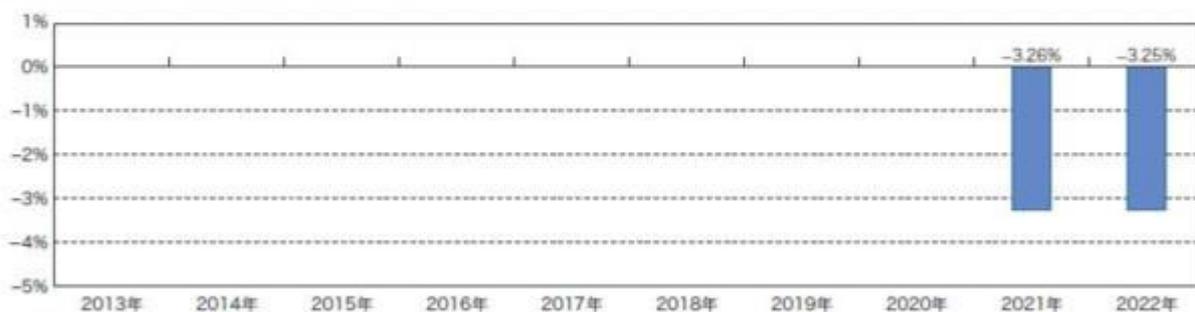
主要な資産の状況

■組入上位10銘柄

順位	銘柄名	組入比率
1	VanEck Low Carbon Energy ETF	6.1%
2	Goldman Sachs JUST US Large Cap Equity ETF	6.1%
3	Invesco MSCI Sustainable Future ETF	6.1%
4	iShares Ageing Population UCITS ETF	6.1%
5	iShares U.S. Medical Devices ETF	6.0%
6	iShares Global Consumer Staples ETF	6.0%
7	iShares Global Healthcare ETF	6.0%
8	ISHARES GLOBAL CLEAN ENERGY ETF	5.8%
9	Nuveen ESG International Developed Markets Equity ETF	4.0%
10	One ETF ESG	3.9%

*比率はマザーファンドにおける純資産総額比です。

年間収益率の推移（暦年ベース）



*ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

*当ファンドにベンチマークはありません。

*2021年は設定日(11月8日)から年末までの騰落率、2022年は年初来5月末までの騰落率を表示しています。

- ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額については、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2021年11月8日から2022年5月7日まで）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期中間計算期間末 2022年5月7日現在
資産の部	
流動資産	
金銭信託	9,297,773
親投資信託受益証券	22,556,486,315
未収入金	108,702,227
流動資産合計	22,674,486,315
資産合計	
22,674,486,315	
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	2,119,888
未払委託者報酬	103,874,689
その他未払費用	3,138,192
流動負債合計	109,132,769
負債合計	
109,132,769	
純資産の部	
元本等	
元本	24,132,328,056
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	1,566,974,510
元本等合計	22,565,353,546
純資産合計	
22,565,353,546	
負債純資産合計	
22,674,486,315	

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期中間計算期間 自 2021年11月8日 至 2022年5月7日
営業収益	
有価証券売買等損益	887,944,676
営業収益合計	887,944,676
営業費用	
受託者報酬	2,119,888
委託者報酬	103,874,689

第1期中間計算期間 自 2021年11月 8日 至 2022年 5月 7日	
その他費用	3,141,396
営業費用合計	109,135,973
営業利益又は営業損失（ ）	997,080,649
経常利益又は経常損失（ ）	997,080,649
中間純利益又は中間純損失（ ）	997,080,649
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	27,337,074
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,857,743
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,857,743
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	608,088,678
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	608,088,678
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,566,974,510

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第1期中間計算期間末 2022年 5月 7日現在
1. 受益権の総数	24,132,328,056口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号） 第55条の6第10号に規定する額	1,566,974,510円
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9351円 (9,351円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間末 2022年 5月 7日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

第1期中間計算期間末(2022年5月7日現在)

該当事項はありません。

（その他の注記）

第1期中間計算期間 自 2021年11月 8日 至 2022年 5月 7日	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	7,369,548,497円
期中追加設定元本額	17,265,363,830円
期中一部解約元本額	502,584,271円

（参考）

当ファンドは、「お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下「計算期間末日」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外となっております。

お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2022年 5月 7日現在

資産の部

2022年 5月 7日現在

流動資産	
預金	10,396,679
金銭信託	615,913,109
投資信託受益証券	22,030,971,958
未収配当金	6,720,510
流動資産合計	22,664,002,256
資産合計	
	22,664,002,256
負債の部	
流動負債	
未払解約金	108,702,227
流動負債合計	108,702,227
負債合計	108,702,227
純資産の部	
元本等	
元本	23,988,606,100
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,433,306,071
元本等合計	22,555,300,029
純資産合計	22,555,300,029
負債純資産合計	22,664,002,256

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		2022年 5月 7日現在
1.	受益権の総数	23,988,606,100口
2.	元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号） 第55条の6第10号に規定する額	1,433,306,071円

3.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9403円 (9,403円)
----	-------------------------------	---------------------

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2022年 5月 7日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年 5月 7日現在)

該当事項はありません。

(その他の注記)

	自 2021年11月 8日 至 2022年 5月 7日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	7,369,548,497円
期中追加設定元本額	16,898,001,035円
期中一部解約元本額	278,943,432円
期末元本額	23,988,606,100円
元本の内訳	
お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンド	23,988,606,100円

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2022年 5月31日現在です。

【お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	24,401,685,421円
負債総額	34,482,675円
純資産総額(-)	24,367,202,746円
発行済口数	26,033,893,675口
1口当たり純資産額(/)	0.9360円

(参考)

お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	24,525,275,171円
負債総額	142,413,622円
純資産総額(-)	24,382,861,549円
発行済口数	25,886,040,562口
1口当たり純資産額(/)	0.9419円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 更新後 >

(1) 資本金の額

2022年5月末現在	資本金	100,000,000円
	発行可能株式総数	普通株式1,000,000株 A種優先株式100,000株 B種優先株式200,000株 C種優先株式100,000株 D種優先株式100,000株 E種優先株式350,000株 X種株式85,000株
	発行済株式総数	普通株式201,500株 A種優先株式75,125株 B種優先株式154,691株 C種優先株式81,456株 D種優先株式74,972株 E種優先株式191,531株 X種株式84,283株

過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
2017年7月14日	349,991,362円（100,000,000円）
2017年10月27日	740,232,862円（349,991,362円）
2018年6月29日	3,240,221,662円（740,232,862円）
2018年9月28日	3,590,214,142円（3,240,221,662円）
2019年3月22日	100,000,000円（3,590,214,142円）

(2) 会社の意思決定機構（2022年5月末現在）

・株主総会

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。また、通常の株主総会に加えて、議案により、種類株主総会（普通株主総会、A種株主総会、B種株主総会、C種優先株主総会、D種株主総会、E種株主総会、X種株式総会、共同株主総会）においても決議が必要とされる場合があります。

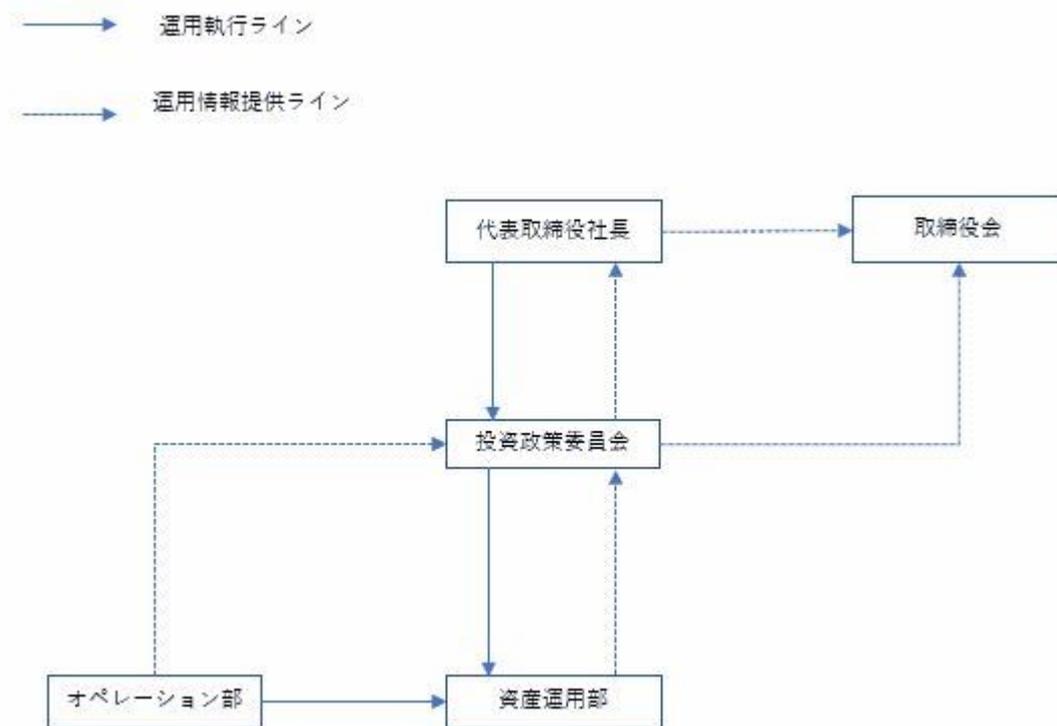
・取締役会

当社業務執行の最高機関としての取締役会は、株主総会において選出された3名以上の取締役で構成されます。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とします。

(3) 運用の意思決定プロセス（2022年5月末現在）

運用の意思決定プロセスは以下のとおりです。



< 運用業務・責任内容 >

代表取締役社長

- ・適切な運用体制の確保及び監督

投資政策委員会

- ・資産運用の基本方針ならびにアセット・アロケーションの検討・決定
- ・運用成果の分析
- ・投資リスク管理および法令遵守状況の管理

資産運用部

- ・投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションに従ったポートフォリオ運用を実行すること
- ・ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロの調査
- ・ポートフォリオリスクのモニタリング
- ・ガイドラインを遵守した運用

オペレーション部

- ・投資信託財産毎の日々の基準価額の算出とそれに伴うデータの管理及びバックオフィス業務全般を行い、その保有資産の内容を資産運用部に提供すること

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行なっています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業も行なっています。

委託者の運用する証券投資信託は2022年5月末現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	11	61,985
単位型株式投資信託	0	0

追加型公社債投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	11	61,985

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、当社の主たる事業である投資運用業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8事業年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）及び第9事業年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （令和3年3月31日現在）	当事業年度 （令和4年3月31日現在）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,170,217	2,547,893
預け金	970,428	26,878
売掛金	3,608	3,223
預託金	2,010,010	-
未収消費税等	54,700	65,263
その他流動資産	95,590	105,141
流動資産計	5,304,555	2,748,399
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	23,606	23,606
器具・備品	34,633	35,357
減価償却累計額	42,380	57,088
建設仮勘定	-	181,937
有形固定資産計	15,859	183,812
無形固定資産		
ソフトウェア	122,768	75,321
ソフトウェア仮勘定	104,649	107,755
その他無形固定資産	1,003	834
無形固定資産計	228,420	183,910
投資その他の資産		
投資有価証券	65,935	68,721

敷金	17,988	131,511
その他	4,412	1,453
投資その他の資産合計	88,335	201,685
固定資産計	332,615	569,409
資産合計	5,637,170	3,317,808

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,651,123	15,673
短期借入金	1 400,000	-
前受金	223,554	145
未払金	270,888	272,419
未払法人税等	4,319	5,046
その他流動負債	10,659	10,487
流動負債計	2,560,544	303,772
固定負債		
資産除去債務	-	64,957
繰延税金負債	858	23,715
固定負債計	858	88,673
負債合計	2,561,403	392,445
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	12,023,924	12,023,924
資本剰余金合計	12,023,924	12,023,924
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,049,854	9,098,287
利益剰余金合計	9,049,854	9,098,287
自己株式	-	108,342
株主資本合計	3,074,070	2,917,295
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,697	3,763
評価・換算差額等合計	1,697	3,763
新株予約権	-	4,305
純資産合計	3,075,767	2,925,363
負債純資産合計	5,637,170	3,317,808

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	令和2年4月1日	(自	令和3年4月1日
	至	令和3年3月31日)	至	令和4年3月31日)
営業収益				
運用受託報酬		580,926		535,733
委託者報酬		125,753		290,973
ソフトウェア開発売上高		865		16,800
その他営業収益		31,689		38,054
営業収益計		739,234		881,561
営業費用				
支払手数料		253,876		243,926
広告宣伝費		304,793		217,974
調査費		110,923		72,726
販売促進費		25,097		65,483
ソフトウェア開発売上原価		1,388		10,459
営業雑経費		42,465		21,258
通信費		37,766		12,805
諸会費		4,699		8,452
その他営業費用		12,000		12,000
営業費用計		750,544		643,827

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	令和2年4月1日	(自	令和3年4月1日
	至	令和3年3月31日)	至	令和4年3月31日)
一般管理費				
給料		460,583		733,950
役員報酬		61,710		73,456
給料手当		398,872		660,493
法定福利費		54,535		74,045
福利厚生費		3,533		4,128
採用教育費		47,474		103,147
業務委託費		424,650		672,246
交際費		2,723		2,747
消耗品費		6,161		15,633
旅費交通費		5,075		6,149
不動産賃借料		40,978		57,337
減価償却費		64,925		62,994

租税公課		1,271	1,143
諸経費		15,426	7,220
一般管理費計		1,127,341	1,740,745
営業損失（ ）		1,138,651	1,503,012
営業外収益			
受取利息		1,231	37
受取賃貸料	2	4,769	1,830
投資有価証券売却益		-	3,551
雑収入	2	2,431	6,606
償却債権取立益		-	111,376
営業外収益計		8,432	123,402
営業外費用			
支払利息		7,600	3,069
投資有価証券売却損		487	-
為替差損		22,849	21,577
雑損失		1,061	479
固定資産除却損		129	-
営業外費用計		32,129	25,127
経常損失（ ）		1,162,348	1,404,737

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	令和2年4月1日	(自	令和3年4月1日
	至	令和3年3月31日)	至	令和4年3月31日)
特別利益				
事業譲渡益		-		1,420,000
特別利益計		-		1,420,000
特別損失				
減損損失	4	-		36,836
子会社株式売却損		1,999		-
固定資産売却損	3	-		0
特別損失計		1,999		36,836
税引前当期純損失（ ）		1,164,348		21,575
法人税、住民税及び事業税		4,319		5,046
法人税等調整額		-		21,812
当期純損失（ ）		1,168,667		48,432

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	100,000	12,023,924	12,023,924	7,881,186	7,881,186	4,242,738
当期変動額						
当期純損失	-	-	-	1,168,667	1,168,667	1,168,667
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,168,667	1,168,667	1,168,667
当期末残高	100,000	12,023,924	12,023,924	9,049,854	9,049,854	3,074,070

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,271	5,271	4,237,467
当期変動額			
当期純損失	-	-	1,168,667
株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額）	6,968	6,968	6,968
当期変動額合計	6,968	6,968	1,161,699
当期末残高	1,697	1,697	3,075,767

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	100,000	12,023,924	12,023,924	9,049,854	9,049,854	-	3,074,070
当期変動額							
当期純損失	-	-	-	48,432	48,432	-	48,432
自己株式の取得	-	-	-	-	-	108,342	108,342
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	48,432	48,432	108,342	156,775
当期末残高	100,000	12,023,924	12,023,924	9,098,287	9,098,287	108,342	2,917,295

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,697	1,697	-	3,075,767
当期変動額				

当期純損失	-	-	-	48,432
自己株式の取得	-	-	-	108,342
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,066	2,066	4,305	6,371
当期変動額合計	2,066	2,066	4,305	150,404
当期末残高	3,763	3,763	4,305	2,925,363

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産の減価償却方法については、定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

器具・備品 4～15年

（2）無形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）運用受託サービス

運用受託サービスは、対象顧客との間で投資一任契約に基づき資産運用サービス提供しており、「運用受託報酬」等の報酬金額を認識しております。

運用受託報酬においては、主に、当社が請け負う投資一任契約に基づき受託資産の運用サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した運用報酬は、月次で受取ります。

（2）委託業務サービス

委託業務サービスは、様々な資産を投資対象とした投資信託の設定・運用を行っており、「委託者報酬」等の受入手数料を認識しております。

委託者報酬においては、主に、信託約款等に基づき、受託資産の運用・管理サービスを履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、投資信託の運用期間にわたり当社が収受したもののうち、提供する資産運用サービスに対する対価を収益として認識しております。確定した委託者報酬は、年2回受取ります。

（3）ソフトウェア開発サービス

ソフトウェア開発サービスは、顧客から委託されたソフトウェアを開発し納品するサービスであり、顧客との契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。当社が請け負うソフトウェア開発案件は短期で開発が完了する案件であることから、当履行義務は、サービスの提供が完了した時点をもって履行義務が充足されるとし収益を認識しております。確定したサービスの対価は月末締め翌月末に受取ります。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、累積的影響額が無かったため、期首の利益剰余金は加減していません。

なお、収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日内閣府令第9号)附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、下記のとおりです。

(固定資産の減損)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	183,812千円
無形固定資産	183,910千円
減損損失	36,836千円

2. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、事業単位を基準として資産のグルーピングを行っております。有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当事業年度において、継続して営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断しました。なお、一部のソフトウェア仮勘定については、開発方針を変更したことに伴い将来の収益獲得が不確実となったため、減損処理を行いました。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

固定資産の減損の判定に用いた見積りに関する仮定におきましては、将来の収益予測を基礎としており、収益予測には成長率を加味したAUMの積み上げ及び売上見込額、過去実績を勘案した販売費及び一般管理費を前提に作成しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定において用いた仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、有形固定資産及び無形固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

なお、固定資産の減損の判定に用いた見積りに関しては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定しております。

(非上場株式の評価)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

投資有価証券 68,721千円

2. 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

非上場株式は当社が保有するものであります。当該非上場株式は、市場価格のない有価証券であり、取得原価をもって貸借対照表価額としており、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときは、回復可能性等を鑑み相当の減損処理を検討することとしております。当事業年度末においては、投資先の経営成績、財務状況あるいはその他の情報をもとに評価を行った結果、帳簿価額が妥当であると判断し、評価損等計上しておりません。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資先の投資時における超過収益力の毀損の有無の判断及び回復可能性の判定について、事業計画の達成状況や、経営環境に関する外部情報及び内部情報等を用いて、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。当該検討には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、主に事業計画に含まれるAUMの積み上げ及び売上高であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度において、投資先の業績が事業計画を下回る場合には、減損処理を行う可能性があります。

なお、非上場株式の評価に用いた見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定しております。

（会計上の見積りの変更）

（耐用年数の変更）

当社は、当事業年度において東京本社の移転を取締役会にて決議いたしました。このため、移転後に利用見込みのない固定資産について耐用年数の見直しを行いました。これにより、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ11,793千円増加しております。

（表示方法の変更）

前事業年度まで委託計算費56,395千円として表示しておりましたが、計上科目を見直し、業務委託費と性質が類似するものであるため、当事業年度より、業務委託費に含めて記載しております。なお、当事業年度の委託計算費は77,945千円であります。

（貸借対照表関係）

1 当座貸越契約

（単位：千円）

	前事業年度 （令和3年3月31日現在）	当事業年度 （令和4年3月31日現在）
当座貸越極度額の総額	1,000,000	-
借入実行残高	-	-
差引額	1,000,000	-

（損益計算書関係）

2 関係会社に対する営業外収益

（単位：千円）

	前事業年度 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	当事業年度 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
受取転貸料	1,360	-
業務受託料	680	-

3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	当事業年度 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
--	--------------------------------------	--------------------------------------

	千円	千円
工具、器具及び備品	-	0
計	-	0

4 減損損失

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

（単位：千円）

場所	用途	種類
東京都港区	キャッシュ・マネジメントシステム	自社利用ソフトウェア

当社は、投資運用事業の単一事業のため、事業用資産については単一のグルーピングを行っております。

当事業年度において、キャッシュ・マネジメントシステムの開発方針を変更したことから、これまでの要件定義、基本設計等の開発してきた機能の価値が低下するため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（36,836千円）として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、開発方針の変更により、今後使用する予定がなくなったソフトウェア仮勘定については、ゼロとして評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	201,500	-	-	201,500
A種優先株式(株)	75,125	-	-	75,125
B種優先株式(株)	154,691	-	-	154,691
C種優先株式(株)	81,456	-	-	81,456
D種優先株式(株)	74,972	-	-	74,972
E種優先株式(株)	191,531	-	-	191,531
X種株式(株)	84,283	-	-	84,283
合計(株)	863,558	-	-	863,558

2．新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
新株予約権	普通株式	3,000	-	-	3,000	-
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	41,330	-	21,500	19,830	-
合計		44,330	-	21,500	22,830	-

（注）付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

（変動事由の概要）

第3回新株予約権の失効による減少	7,000株
第5回新株予約権の失効による減少	4,500株
第7回新株予約権の失効による減少	3,000株
第14回新株予約権の失効による減少	100株
第15回新株予約権の失効による減少	100株
第21回新株予約権の失効による減少	5,300株
第22回新株予約権の失効による減少	1,000株

第23回新株予約権の失効による減少

500株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	201,500	-	-	201,500
A種優先株式(株)	75,125	-	-	75,125
B種優先株式(株)	154,691	-	-	154,691
C種優先株式(株)	81,456	-	-	81,456
D種優先株式(株)	74,972	-	-	74,972
E種優先株式(株)	191,531	-	-	191,531
X種株式(株)	84,283	-	-	84,283
合計(株)	863,558	-	-	863,558
自己株式				
C種優先株式(株) (注)	-	21,565	-	21,565
合計(株)	-	21,565	-	21,565

(注) C種優先株式の自己株式の株式数の増加21,565株は、C種優先株主からの取得請求に伴い自己株式として取得したことによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期間末	
新株予約権	普通株式	3,000	-	-	3,000	-
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	19,830	34,050	7,850	46,030	4,305
合計		22,830	34,050	7,850	49,030	4,305

(注) 付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高については、有償で付与したストック・オプションに係る付与時の払込金額が計上されております。

(変動事由の概要)

第3回新株予約権の失効による減少	3,000株
第14回新株予約権の失効による減少	150株
第21回新株予約権の失効による減少	3,600株
第24回新株予約権の失効による減少	100株
第25回新株予約権の発行による増加	20,500株
第26回新株予約権の発行による増加	10,150株
第26回新株予約権の失効による減少	1,000株
第27回新株予約権の発行による増加	3,400株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融商品で運用し、社債の発行はありません。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております

安全性の高い銀行預金及び証券会社への預け金の他に、海外ETFにて国際分散投資を行っております。

その他、金融商品取引法の規定に基づき、顧客からの預り金等について自己財産と分別して管理し、顧客分別金信託として信託しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主として海外ETFで構成されており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

預託金は、顧客分別金信託であります。顧客分別金信託は、金融商品取引法の規定に基づき顧客から預託を受けた金銭を信託しているものであり、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

未払金は、その大半は投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業にかかる業務委託費用等であります。

これらの債務は、すべて1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券については、その残高及び損益状況等を定期的に投資政策委員会に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、社内規程に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1)預け金	970,428	970,428	-
(2)売掛金	3,608	3,608	-
(3)預託金	2,010,010	2,010,010	-
(4)投資有価証券	22,719	22,719	-
資産計	3,006,765	3,006,765	-
負債			
(1)預り金	1,651,123	1,651,123	-
(2)短期借入金	400,000	400,000	-
(3)未払金	270,888	270,888	-
負債計	2,322,011	2,322,011	-

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(4)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	(令和3年3月31日現在)
非上場株式	43,215
敷金	17,988
合計	61,203

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,170,217	-	-	-
預け金	970,428	-	-	-
売掛金	3,608	-	-	-
預託金	2,010,010	-	-	-
合計	5,154,263	-	-	-

(注) 満期のある有価証券は保有しておりません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品取引業を行っております。余裕資金は安全性の高い銀行預金に限定しており、社債の発行はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主として海外非上場会社への出資に関する非上場株式であり、投資先企業の信用リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払金は、その大半は投資運用業、投資助言・代理業及び金融商品取引業にかかる業務委託費用等であります。

これらの債務は、すべて1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券については、その残高及び損益状況等を定期的に投資政策委員会に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、社内規程に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
敷金	131,511	131,511	-
資産計	131,511	131,511	-

(*1) 「現金及び預金」「売掛金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 当事業年度において、市場価格のない株式等（非上場株式等）の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（千円）
非上場株式	68,721

* 非上場株式については、市場価格がないことから、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,547,893	-	-	-
預け金	26,878	-	-	-
売掛金	3,223	-	-	-
合計	2,577,995	-	-	-

(注) 満期のある有価証券は保有していません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	-	131,511	131,511
資産計	-	-	131,511	131,511

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

差入先の信用リスクや長期金利の情勢を考慮し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(令和3年3月31日現在)

(単位:千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	15,217	17,590	2,373
小計		15,217	17,590	2,373
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	5,322	5,128	193
小計		5,322	5,128	193
合計		20,539	22,719	2,180

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、上表に含めておりません。

((金融商品関係)2.金融商品の時価等に関する事項(*2)に記載の通りであります。)

当事業年度(令和4年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注)市場価格のない株式等(非上場株式等)については、記載対象には含めておりません。

((金融商品関係)2.金融商品の時価等に関する事項(*2)に記載の通りであります。)

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

売却したその他有価証券

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
その他	24,090	3,551	-
合計	24,090	3,551	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 財貨取得取引における当初の資産計上額及び科目名

(単位:千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
現金及び預金	-	4,305

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション

付与対象者の 区分及び人数	当社従業員 1名	当社顧問 1名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社顧問 1名 当社従業員 2名	当社顧問 1名 当社従業員 2名
株式の種類別の ストック・ オプションの数	普通株式6,000株 (注)1	普通株式10,000株	普通株式13,284株	普通株式3,992株
付与日	平成25年12月1日	平成27年2月27日	平成27年7月29日	平成27年11月5日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の 定めはありません。	対象勤務期間の 定めはありません。	対象勤務期間の 定めはありません。	対象勤務期間の 定めはありません。
権利行使期間	自平成27年12月2日 至令和5年12月1日	自平成29年2月28日 至令和7年2月27日	自平成29年7月30日 至令和7年7月29日	自平成29年11月5日 至令和7年11月5日

	第13回ストック・ オプション	第14回ストック・ オプション	第18回ストック・ オプション	第21回ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社従業員 1名	当社従業員 3名	当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 40名
株式の種類別の ストック・ オプションの数	普通株式150株	普通株式450株	普通株式300株	普通株式19,400株
付与日	平成29年2月9日	平成29年4月12日	平成30年3月14日	平成30年11月12日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の 定めはありません。	対象勤務期間の 定めはありません。	対象勤務期間の 定めはありません。	対象勤務期間の 定めはありません。
権利行使期間	自平成29年2月9日 至令和9年2月8日	自平成29年4月12日 至令和9年4月11日	自平成30年3月14日 至令和10年3月13日	自平成30年11月12日 至令和10年11月11日

	第23回ストック・ オプション	第24回ストック・ オプション	第25回ストック・ オプション (有償ストック・ オプション)	第26回ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社従業員 2名	当社従業員 2名	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 16名
株式の種類別の ストック・ オプションの数	普通株式800株	普通株式600株	普通株式20,500株	普通株式10,150株
付与日	令和1年5月16日	令和1年11月14日	令和3年6月30日	令和3年7月15日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の 定めはありません。	対象勤務期間の 定めはありません。	対象勤務期間の 定めはありません。	対象勤務期間の 定めはありません。
権利行使期間	自令和1年5月16日 至令和11年5月15日	自令和1年11月14日 至令和11年11月13日	自令和3年7月1日 至令和13年6月30日	自令和3年7月15日 至令和13年7月14日

	第27回ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 3名
株式の種類別の ストック・ オプションの数	普通株式3,400株
付与日	令和3年10月19日
権利確定条件	(注)2

対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自令和3年10月19日 至令和13年10月18日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. (1) 対象者が、付与時において当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要する。

(2) 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（令和4年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション（注）	第3回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	6,000	3,000	1,384	346
付与	-	-	-	-
失効	-	3,000	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	6,000	-	1,384	346
権利確定後（株）				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション	第18回ストック・オプション	第21回ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	150	150	300	8,100
付与	-	-	-	-
失効	-	150	-	3,600
権利確定	-	-	-	-
未確定残	150	-	300	4,500
権利確定後（株）				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	第23回ストック・オプション	第24回ストック・オプション	第25回ストック・オプション （有償ストック・オプション）	第26回ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	300	100	-	-

付与	-	-	20,500	10,150
失効	-	100	-	1,000
権利確定	-	-	-	-
未確定残	300	-	20,500	9,150
権利確定後（株）				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	第27回ストック・オプション
権利確定前（株）	
前事業年度末	-
付与	3,400
失効	-
権利確定	-
未確定残	3,400
権利確定後（株）	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

（注）平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利行使価格（円）	700	6,948	10,122	10,122
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-	-

	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション	第18回ストック・オプション	第21回ストック・オプション
権利行使価格（円）	18,548	18,548	2,009	29,760
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-	-

	第24回ストック・オプション	第24回ストック・オプション	第25回ストック・オプション （有償ストック・オプション）	第26回ストック・オプション
権利行使価格（円）	29,760	10,000	29,760	29,760
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-	-

	第27回ストック・オプション
権利行使価格（円）	29,760
行使時平均株価（円）	-
付与日における（円） 公正な評価単価	-

（注）平成26年3月25日付株式分割（1株につき1,000株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

4．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、付与日時点において未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正純資産法及び類似会社比較法等により算定しております。

5．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

55,800千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）	2,405,878 千円	2,431,936 千円
減損損失	46,081	43,565
貸倒損失	41,975	8,395
その他	5,848	23,150
繰延税金資産小計	2,499,784	2,507,047
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	2,405,878	2,431,936
将来減算一時差異等の合計に係る評 価性引当額	93,905	75,110
評価性引当額小計	2,499,784	2,507,047
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	858	1,902
資産除去債務	-	21,812
繰延税金負債合計	858	23,715
繰延税金負債の純額	858	23,715

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	-	-	438,648	1,967,230	2,405,878
評価性引当額	-	-	-	-	438,648	1,967,230	2,405,878
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当事業年度(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	-	438,648	395,064	1,598,223	2,431,936
評価性引当額	-	-	-	438,648	395,064	1,598,223	2,431,936
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
前事業年度(令和3年3月31日現在)

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

当事業年度(令和4年3月31日現在)

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(吸収分割による事業の分離)

1 事業分離の概要

(1)分離先企業の名称

SMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」という。)

(2)分離した事業の内容

証券事業

(3)事業分離を行った主な理由

当社は、パートナーシップ戦略を主軸にビジネスモデルの再構築、デジタル・ウェルスマネジメントへの集中及び資本効率の改善を実現するための継続的な検討を経て、証券事業を譲渡することが最適との判断に至りました。

そのうえで、THEO + docomo提携先である株式会社NTTドコモと協議を行った結果、SMBC日興証券を加えた3社の協働体制を目指す取組みを発足させました。3社がそれぞれの強みを活かした新たなサービスのリリースに向けて、顧客口座の管理をはじめとする証券事業全般をSMBC日興証券が担当し、dポイント投資サービスや口座開設の媒介といった幅広いユーザーへのアプローチは株式会社NTTドコモが担った上で、投資一任契約に基づくロボアドバイザー運用は当社が継続して行うことで合意しました。これらの取組みの一環で、口座管理の集約によるコスト・資本の効率化を図るため、SMBC日興証券に証券事業を承継させる吸収分割契約を締結しました。

(4)事業分離日

2021年8月1日

(5)法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を吸収分割会社、SMBC日興証券を吸収分割承継会社とし、承継事業の代わりに金銭を交付する吸収分割

です。

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡益 1,420,000千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	2,174,389千円
資産合計	2,174,389千円
流動負債	2,174,389千円
負債合計	2,174,389千円

(3) 会計処理

本移転した資産及び負債の純額と受領対価の差額を収益計上しております。

(4) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

投資運用業

(5) 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

重要性がないため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.25%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

八 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
期首残高	- 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	64,957
時の経過による調整額	-
資産除去債務の履行による減少額	-
その他増減額（は減少）	-
期末残高	64,957

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであることから記載を省略しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 400F	東京都 港区	2,000 千円	ソフトウェア サービスの 企画・開発 及び メンテナンス業	所有直接 100%	役員の 兼任 業務受託	資金の貸付 費用の立替 受取転貸料 業務受託料	125,000 37,533 1,360 680	破産更生 債権等 立替金	125,000 35,814

- (注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、立替金の期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件は、一般取引条件と同様に決定しております。
 3. 取引条件は、両者協議の上、決定しております。
 4. 株式会社400Fは2020年8月に子会社でなくなったため、関連当事者ではなくなっております。そのため取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高については関連当事者でなくなった時点の残高を記載しております。また、議決権等の所有（被所有）割合については2020年7月31日時点の割合を記載しております。

- (3) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

- (2) 子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

- (3) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(収益認識関係)

当社は、「投資運用業」の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
投資運用事業	千円
運用受託サービス	535,733
委託業務サービス	290,973
ソフトウェア開発サービス	16,800
その他	38,054
顧客との契約から生じる収益	881,561
その他の収益	-
外部顧客への売上高	881,561

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1株当たり純資産額	0.00円	0.00円
1株当たり当期純損失金額	1,353.31円	57.03円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
純資産の部の合計額(千円)	3,075,767	2,925,363
純資産の部から控除する金額(千円)	3,075,767	2,925,363
うちA種優先株式	-	-
うちB種優先株式	-	-
うちC種優先株式	-	-
うちD種優先株式	-	-
うちE種優先株式	3,075,767	2,925,363
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	-	-
1株当たりの純資産額の算定に用いられた普通株式数	863,558株	841,993株

(注3) 1株当たり当期純損失算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純損失(千円)	1,168,667	48,432
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純損失金額(千円)	1,168,667	48,432
期中平均株式数	863,558株	849,201.03株
うち普通株式	201,500株	201,500株
うちA種優先株式	75,125株	75,125株
うちB種優先株式	154,691株	154,691株
うちC種優先株式	81,456株	67,099.03株
うちD種優先株式	74,972株	74,972株
うちE種優先株式	191,531株	191,531株
うちX種株式	84,283株	84,283株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権14種類(新株予約権の数44,330個)。	新株予約権14種類(新株予約権の数56,880個)。

(注4) 当社の発行している優先株式は、普通株式及びX種株式より利益配当請求が優先的ではなく、残余財産の分配が普通株式及びX種株式より優先的な権利を有しております。そのため、1株当たり当期純損失の算定においては、普通株式及びX種株式と同様に取り扱っており、1株当たり純資産額の算定においては、優先的な取り扱いを反映しております。

(後発事象)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円(2022年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

<更新後>

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
池田泉州TT証券株式会社	1,250百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
十六TT証券株式会社	3,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
とちぎんTT証券株式会社	1,001百万円	
西日本シティTT証券株式会社	3,000百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
ほくほくTT証券株式会社	1,250百万円	
丸八証券株式会社	3,751百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	

3【資本関係】

<訂正前>

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

当社の発行済株式総数の19.46%を保有している、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社は、販売会社である東海東京証券株式会社の発行済株式総数の100.00%、池田泉州TT証券株式会社、十六TT証券株式会社、とちぎんTT証券株式会社、西日本シティTT証券株式会社、浜銀TT証券株

式会社、ほくほくＴＴ証券株式会社、ワイエム証券株式会社の発行済株式総数の40.00%、丸八証券株式会社を子会社とするエース証券株式会社の発行済株式総数の29.18%の株式を保有しております。

(2021年3月末現在)

<訂正後>

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

当社の発行済株式総数の19.46%を保有している、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社は、販売会社である東海東京証券株式会社、エース証券株式会社の発行済株式総数の100.00%、丸八証券株式会社の発行済株式総数の43.66%、池田泉州ＴＴ証券株式会社、十六ＴＴ証券株式会社、とちぎんＴＴ証券株式会社、西日本シティＴＴ証券株式会社、浜銀ＴＴ証券株式会社、ほくほくＴＴ証券株式会社、ワイエム証券株式会社の発行済株式総数の40.00%の株式を保有しております。

(2022年3月末現在)

注：エース証券株式会社は東海東京証券株式会社と2022年5月に合併し消滅しております。

第3【その他】

<訂正前>

(1)～(8) (略)

(9) 目論見書の巻頭に以下を記載することがあります。

ファンドのポイント

1. ETF*¹投資による効率的な運用

ETF(上場投資信託)投資には、効率的な分散投資や取引コストの低減など多くのメリットがあります。

2. 16のテーマに分散投資

未来の生活や環境の改善による「社会的リターン」をとらえることを目指し、16のテーマに分散投資を行います。

3. 客観的な尺度を活用した銘柄選定

ETFの選定においては、ESG*²評価機関の評価に基づいた客観的な尺度を用いて投資を行います。

*1: ETFとは、「Exchange Traded Fund」の略で、証券取引所で取引される投資信託のことです。上場投資信託とも呼ばれ、株式と投資信託の特徴を兼ね備えた金融商品です。

*2: ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の要素を考慮して投資対象を選別する投資手法です。

<訂正後>

(1)～(8) (略)

(9) 目論見書の巻頭に以下を記載することがあります。

ファンドのポイント

1. ETF^{*1}投資による効率的な運用

ETF(上場投資信託)投資には、効率的な分散投資や取引コストの低減など多くのメリットがあります。

2. 16のテーマに分散投資

未来の生活や環境の改善による「社会的リターン」をとらえることを目指し、16のテーマに分散投資を行います。

3. 客観的な尺度を活用した銘柄選定

ETFの選定においては、ESG^{*2}評価機関の評価に基づいた客観的な尺度を用いて投資を行います。

*1: ETFとは、「Exchange Traded Fund」の略で、証券取引所で取引される投資信託のことです。上場投資信託とも呼ばれ、株式と投資信託の特徴を兼ね備えた金融商品です。

*2: ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)を組み合わせた言葉になります。

独立監査人の中間監査報告書

2022年6月24日

株式会社お金のデザイン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松田 好弘

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているお金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンドの2021年11月8日から2022年5月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンドの2022年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年11月8日から2022年5月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社お金のデザイン及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社お金のデザイン及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月24日

株式会社お金のデザイン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貞 廣 篤 典

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 田 好 弘

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社お金のデザインの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社お金のデザインの令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。